

3 練馬区などの取り組み

「町会・自治会加入促進に関する協定」の締結

町会・自治会活動の周知を図り、加入につなげていくことを目的として、平成30年1月に、(公社)東京都宅地建物取引業協会練馬区支部(以下「宅建協会」という。)、(公社)全日本不動産協会東京都本部練馬支部(以下「不動産協会」という。)、練馬区町会連合会および練馬区の四者によって、「町会・自治会加入促進に関する協定」を締結しました。



この協定により、宅建協会および不動産協会加盟店舗は、売買契約、賃貸契約の仲介時において、加入促進パンフレットの配布等により、加入の働きかけを行うことになっています。入居者から了解が得られた場合は、入居者情報を町会連合会(町会・自治会)に提供します。

また、区は、宅建協会および不動産協会に対して、町会・自治会情報(名称・区域・加入世帯数・会費等)を提供するほか、パンフレット作成や四者の連絡調整を担い、町会連合会(町会・自治会)は、入居者への直接連絡や訪問等による加入の働きかけを行うことになっています。

加入案内物品の貸出しなど

訪問による加入の呼びかけの際などに配布できるチラシやリーフレットのほか、イベントなどで配布や使用することができる物品の提供や貸出しをしています。

【提供および貸出物品の内容】(令和4年3月現在)

提供物品	貸出物品
<ul style="list-style-type: none">・加入案内リーフレット・加入案内チラシ・加入案内ポスター・ハンドタオル 等 	<ul style="list-style-type: none">・のぼり旗(2種類)・はっぴ(2種類)・活動紹介パネル(3種類) 

※在庫状況等により、提供(または貸出し)できる数には、限りがあります。

窓 □

地域振興課地域コミュニティ支援係 ☎03-5984-1039(直通)

デジタル活用支援

1 デジタル活用支援（新規）

加入案内や広報活動にSNS等を活用出来るよう、先進的な取組をまとめた実践事例集の作成や、講習会、専門知識を持ったアドバイザーの派遣を行います。デジタル活用に取り組む町会・自治会に対し、モバイルルータ等の回線使用料について最大3年間の補助を実施します。
※詳しくは、お問い合わせください。

2 ホームページ情報発信等支援

ア 町会・自治会情報の掲載 (練馬区立区民協働交流センターホームページ内)

練馬区立区民協働交流センターホームページ(<http://www.nerima-kyodo.com/>)において、各町会・自治会の基礎的な情報やイベントのお知らせなどを、簡単な操作で随時更新することができます。



イ 町会・自治会の独自ホームページの開設支援

町会・自治会が独自のホームページを開設する際に、ホームページの構築や初期の運営支援を行っています。



窓 □

区民協働交流センター
(協働推進課区民協働担当係)

☎03-6757-2025

地域の課題解決プロボノプロジェクト(東京都つながり創生財団事業)

企業の社員などの業務経験やスキルを活かしたボランティア活動「プロボノ」の仕組みを取り入れて、町会・自治会の課題解決の支援を行っています。

※プロボノとは、ラテン語の「公共善のために」(Pro Bono Publico) に由来しています。

【プロボノチームによる支援の例】

情報発信：SNS活用、ホームページの立ち上げ、印刷物（加入案内リーフレット、チラシ）作成などへの支援

その他：業務の棚卸、マニュアル整備、地域住民へのアンケート調査などへの支援

窓 □

(一財) 東京都つながり創生財団 共助推進課
(令和4年度から東京都より事業移管)

※まずは練馬区地域振興課地域コミュニティ支援係
(03-5984-1039 (直通)) へご相談ください。

町会・自治会と管理組合の違い

分譲マンションの入居者の中には、「管理組合があるので町会・自治会には入らない」という考え方を持つ方もいます。しかしながら、管理組合と町会・自治会は、目的や活動内容が異なります。

町会・自治会と管理組合の違いを踏まえて、「町会・自治会ならではの」意義や活動の内容を説明するようにします。

● 町会・自治会と管理組合の違い（主な項目）

町会・自治会	主な項目	管理組合
地域住民の自由意思によって設立されている。	設立根拠	設立することが法律で定められている。
地域のつながりの構築や住みやすいまちづくりなどを目的としている。	目的	建物とその敷地および附属施設の維持管理を目的としている。
その地域の住民であれば、誰でも加入できる。	構成員	マンションの購入者（区分所有者）全員が構成員となる。 ※賃貸ししている場合は、実際に住んでいない人（区分所有者）が構成員となる。
任意加入	加入	強制加入
規約・会則を作ることは義務付けられていない（認可地縁団体を除く）。	規約等	国が作成する「マンション標準管理規約」を参考として、管理組合単位で規約を制定する。
防災、防火・防犯、環境美化、地域交流など、様々な活動を年間を通じて実施している。	活動内容	コミュニティ活動は、マンションおよび周辺の風紀、秩序および安全の維持、防災ならびに居住環境の維持および向上に関する業務に限られる。
町会・自治会の区域全体を対象として活動している。	活動対象	原則、マンション内を対象に活動している。

● 管理組合に係る注意点

各管理組合は、マンション管理の最高自治規範として、管理規約を制定しています。

また、国は、管理組合が各マンションの実態等に応じて管理規約を制定・変更する際の参考として、マンション標準管理規約を作成しています。

「マンション標準管理規約コメント」では、管理組合が行うことができるいわゆるコミュニティ活動や、町会・自治会費の徴収について、注意すべき点が記載されています。

- ・マンションやその周辺における美化や清掃、景観形成、防災・防犯活動、生活ルールの調整等で、その経費に見合ったマンションの資産価値の向上がもたらされる活動は、それが管理組合の目的である「建物並びにその敷地及び附属施設の管理」の範囲内で行われる限りにおいて可能である。
- ・各居住者が各自の判断で自治会又は町内会等に参加する場合に支払うこととなる自治会費又は町内会費等は、地域住民相互の親睦や福祉、助け合い等を図るために居住者が任意に負担するものであり、マンションを維持・管理していくための費用である管理費等とは別のものである。
- ・自治会費又は町内会費等を管理費等と一体で徴収している場合には、以下の点に留意すべきである。
 - ア 自治会又は町内会等への加入を強制するものとならないようにすること。
 - イ 自治会又は町内会等への加入を希望しない者から自治会費又は町内会費等の徴収を行わないこと。
 - ウ 自治会費又は町内会費等を管理費とは区分経理すること。
 - エ 管理組合による自治会費又は町内会費等の代行徴収に係る負担について整理すること。



- ・町会に参加していただくためには、住民が求める事業を実施していく必要がある。ニーズを把握するため、住民への聞き取り訪問とアンケートの準備を進めている。
- ・マンションに住んでいる人も防災に対する不安は持っていて、「何かあったときのために町会に入っていた方がよいのでは」と思っている人が多いようだ。